

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国における戦後の高度経済成長は、産業の急速な発展と国民生活の物的豊かさの向上をもたらしました。しかし、産業の発展に伴い、各地で公害病などの深刻な健康被害や自然破壊が問題となりました。

その後、国や自治体は公害防止関係法令の整備などの公害防止対策を進め、産業公害は沈静化に向かいました。しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルの変化は、廃棄物問題、自動車公害や生活排水問題などの都市・生活型の環境問題を顕在化させることとなりました。

また、近年になって温室効果ガスによる地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が生じており、環境問題への取り組みは身近な生活環境の問題から地球規模の環境問題までと幅広く複雑なものになってきています。

国では、このように多様化する環境問題に適切に対応するため、平成5年に「地球環境保全」という新しい視点を盛り込んだ「環境基本法」を制定しました。更に、平成6年には「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」の4つの長期的目標を掲げた「環境基本計画」を策定し、環境保全対策に取り組んできました。なお、平成18年4月には環境と経済の好循環に加えて、社会的な側面についても一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示した「第3次環境基本計画」を策定しました。

本市は、平成16年10月に1市4町4村の市町村合併により誕生しました。健全で恵み豊かな環境を次世代に継承するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築するため、本市では平成13年に制定された旧川内市の条例を引き継ぎ「薩摩川内市環境基本条例」を制定しました。

本計画は、薩摩川内市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

第2節 計画の役割

本計画の役割は、次のとおりとします。

- 環境保全に関する施策は、その範囲が広く多岐にわたることから施策を体系化し、総合的に取り組める指針とします。
- 環境保全活動は、市だけでなく市民や事業者がそれぞれの役割を認識し取り組むことが効果的であることから、各主体の役割を明確にし、それぞれが協働して取り組める指針とします。

◆薩摩川内市環境基本条例（抜粋）

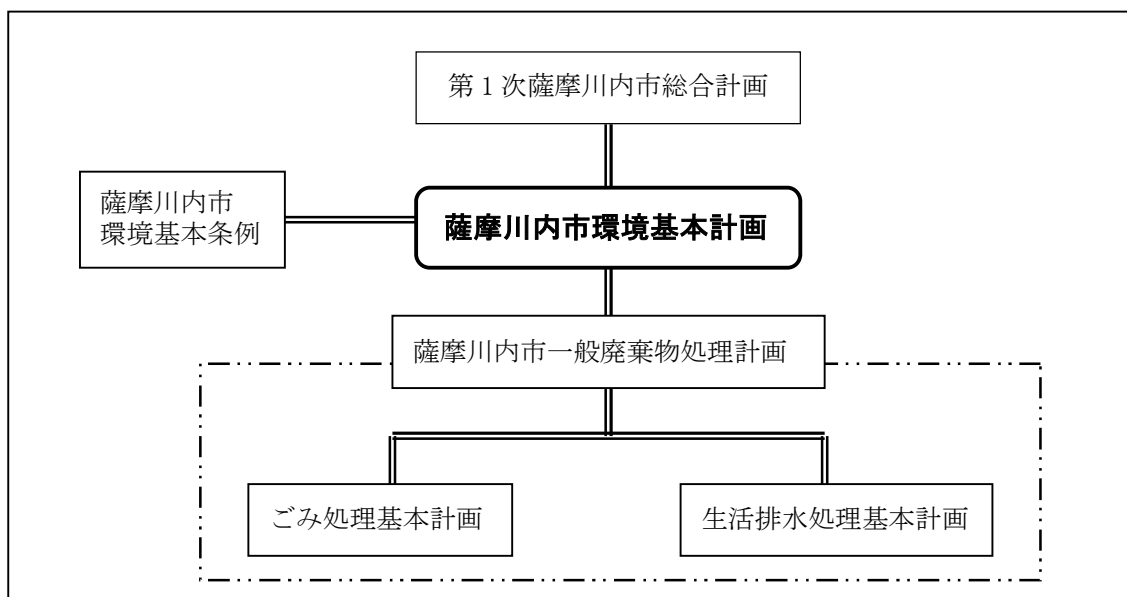
（環境基本計画）

- 第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、薩摩川内市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 計画の位置付け

本計画は、「市民が創り市民が育む交流躍動都市」を本市の将来像とする「第1次薩摩川内市総合計画」を上位計画と位置付け、環境保全の施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画とします。

なお、本計画を推進していくため、薩摩川内市一般廃棄物処理計画等の個別計画を策定し、より具体的な施策を展開していくものとします。



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成19年度から第1次薩摩川内市総合計画の目標年次である平成26年度までの8年間とします。

また、社会的な情勢の変化等により必要に応じて計画を見直すこととします。

年 度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第1次薩摩川内市 総合計画	基本構想	10年間									
	基本計画	上期5年					下期5年				
薩摩川内市環境基本計画				8年間							